

取扱職種等事項の明示手段の希望は、 求職・求人時の申し込み受理時に確認できます

職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等の事項を、求人者や求職者に対して明示しなければなりません。その際、明示の方法については、原則、書面の交付により行う必要がありますが、求人者や求職者が希望する場合は、Faxや電子メール等を通じて明示することとされています。

この希望する明示方法の確認は、求人・求職の申し込みの受理後である必要はありません。電子メールやSNS、オンライン上の入力フォーム等を通じて、**求人・求職の申し込みの受理と併せて行うことができます。**

▼ 明示しなければならない事項

- ・ 取扱職種の範囲等
- ・ 苦情の処理に関する事項
- ・ 返戻金制度に関する事項
- ・ 手数料に関する事項
- ・ 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

▼ 明示方法

- ・ 「電子メール等」とは、電子メール、LINE や Facebook 等の SNSのメッセージ機能等を利用した電気通信が該当します
- ・ 電子メール等を利用して明示する場合、出力して書面を作成することができるものにしてください

具体例 1 求人・求職の申し込みを電子メールで受理する場合

求人・求職の申し込みメールのフォーマットに、電子メール等による明示を希望することや、その希望する方式を記載する欄を設けることで、希望する明示方法の確認を求人または求職の申し込みと併せて行うことができます。

具体例 2 求人・求職の申し込みをオンライン(アプリ含む)で受理する場合

オンライン(アプリ含む)上の求人・求職の申し込みフォームに、電子メール等による明示を希望することや、その希望する方式のチェック欄を設けることで、希望する明示方法の確認を求人または求職の申し込みと併せて行うことができます。